

城東区夏休みこども人権映画会 映画上映業務委託仕様書

本仕様書は、大阪市城東区役所（以下、「発注者」という。）が受注者に委託する城東区夏休みこども映画会 映画上映業務委託について、業務内容等を示すものであり、受注者はこれに基づき業務を遂行するものとする。

1 委託事業名称

城東区夏休みこども人権映画会 映画上映業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和7年8月2日（土）まで

3 映画上映会開催日時及び会場等

(1) 開催日時：令和7年8月2日（土）

1回目 10時30分開場、11時00分開演、12時45分終了予定

2回目 14時00分開場、14時30分開演、16時15分終了予定

※ 1回目終了後に入替え作業を実施する。

開演時間等については、現在の予定であり多少変更する場合がある。

(2) 実施会場：城東スギタクレストホール（城東区民センター2階ホール）

大阪市城東区中央3丁目5番45号

1回につき定員300名（会場規模956㎡）

※ 実施会場は、発注者において予約済みであり、受注者の経費負担の必要はない。

4 業務内容

(1) 上映映画

作品名：「2分の1の魔法」

製作年国：2020年 アメリカ

配給：ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ

上映時間：100分

その他：日本語音声・日本語字幕付

注意事項

上映にあたって使用する映画ソフト等は、著作権の権利者が許諾した適正なものを使用すること。なお、上映コンテンツの用意・使用等に要する経費は本契約に全て含むものとする。

(2) 上映にかかる機材等の設置及び技術者の派遣

上映機材及び音響機材等については、受注者の責任において設置及び操作し、その経費も負担すること。

実施会場にて、ホール備え付けの音響機器や作業灯を除く照明、スクリーン等を使用する場合に必要となるホール技術者派遣料については受注者において負担すること。

また、実施にあたっては、発注者、施設付属設備の操作を行うホール技術者を含め

た打合せを行うこと。

なお、実施会場については、本市がホール及び控室を確保しており、会場や付属設備、備品の利用料については本市が負担する。

ただし、指定管理者所有備品を使用する場合は、受託者の負担とする。ホール技術者派遣料を含め、料金については [城東区民センター](#) に確認すること。

(3) その他

ア 上映回数は、2回とする。

イ 準備・機材の設置は、上映当日の9時30分から行うこと。

ウ 撤収は、上映終了後から上映当日の17時までの間に行うこと。

エ 業務の実施に際しては、発注者並びに実施会場と綿密な打ち合わせを行い実施すること。

5 適用範囲

(1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。

(2) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

(3) 契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈によるものとする。

6 業務責任者

(1) 業務責任者は次の業務を行うこと。

ア 業務内容を熟知のうえ業務従事者を指揮・監督し、迅速かつ円滑な業務の遂行を図ること。

イ 委託業務に関連する事項について発注者の担当者と協議し、その指示に従い、発注者の担当者との連絡調整を図ること。

(2) 発注者は、業務委託の履行に関する発注者としての指示を、受注者の選任した業務責任者に対して行うこととする。

7 業務従事者

(1) 原則として、委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。

(2) 委託業務履行にあたっては、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護に努めること。

8 業務報告等

(1) 受注者は、委託業務が完了したときは、速やかに発注者に業務完了届を提出しなければならない。

(2) 発注者は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

9 災害時の対応

公演当日に大阪市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合や、交通機関の計画運休が発表された場合は、速やかに発注者と公演の延期・中止等の協議を行うこと。新型コロナウイルス等の感染症拡大や地震その他災害発生時等には、発注者の指示に従い、必要に応じて公演の延期・中止等の措置を行うこと。なお、延期・中止等に伴う費用の負担は、発注者・受注者双方協議により業務委託契約変更により対応する。

10 再委託の禁止

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは、総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等に関することをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

11 担 当

城東区役所 市民協働課（市民活動支援担当） 担当者：森、草野
〒536-8510 大阪市城東区中央3-5-45
TEL. 06-6930-9743 FAX. 050-3535-8685